

第33回ハンセン病問題に関する検証会議の
提言に基づく再発防止検討会

－ 議 事 次 第 －

1. 日 時 平成31年3月1日（金）13:00～15:00

2. 場 所 東海大学校友会館「霞の間及び三保の間」

3. 議 題

(1) 開 会

(2) 国立ハンセン病療養所のある地方公共団体における取り組みの
現状と展望に関する調査の結果報告（最終版）

(3) その他

【配付資料】

資料1：国立ハンセン病療養所のある地方公共団体における組み
みの現状と展望に関する調査 報告書（案）

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会
委員名簿（平成31年3月現在）

氏名	所属等
	井上 健一郎 公益社団法人全日本病院協会 常任理事
*	内田 博文 九州大学 名誉教授
	尾形 裕也 九州大学 名誉教授
	畔柳 達雄 兼子・岩松法律事務所 弁護士
	小森 直之 一般社団法人日本医療法人協会 副会長
	鈴木 利廣 すずかけ法律事務所 弁護士
	高橋 茂樹 浜二・高橋・甲斐法律事務所 弁護士・医師
◎	多田羅 浩三 日本公衆衛生協会 会長
	豎山 勲 ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 事務局長
	寺山 善彦 公益社団法人日本薬剤師会 専務理事
	中島 豊爾 公益社団法人全国自治体病院協議会 副会長
	長瀬 輝誼 公益社団法人日本精神科病院協会 副会長
	花井 十伍 全国薬害被害者団体連絡協議会 代表世話人
	平川 俊夫 公益社団法人日本医師会 常任理事
	藤崎 陸安 全国ハンセン病療養所入所者協議会 事務局長
	松本 潤 一般社団法人日本病院会 理事
	森口 浩充 公益社団法人日本歯科医師会 理事

◎は座長 *は座長代理

平成 31 年 3 月 1 日版

「ハンセン病問題に関する検証会議」の提言に基づく再発防止検討調査事業

国立ハンセン病療養所のある地方公共団体における 取り組みの現状と展望に関する調査 報告書

平成 31 年 3 月

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会

目次

1. 総括	1
1.1 療養所の将来構想推進と取り組みの広域化に向けた国、都道府県の役割.....	1
1.2 疾病を理由とする差別・偏見の克服を実現する装置としての医療基本法の法制化の重要性.....	1
1.3 ハンセン病問題の歴史の継承のための人材確保、体制整備.....	2
1.4 療養所退所者・非入所者への支援.....	2
1.5 ハンセン病を取り巻く関係者の調整と協力体制の構築.....	2
1.6 まとめ.....	3
2. ヒアリング調査の実施概要	4
2.1 調査目的.....	4
2.2 調査対象.....	4
2.3 調査実施日時.....	5
2.4 調査の方法.....	6
2.5 ヒアリング調査内容.....	6
3. ヒアリング調査結果	8
3.1 宮城県登米市.....	8
3.2 東京都東村山市.....	14
3.3 岡山県瀬戸内市.....	20
3.4 熊本県合志市.....	26
3.5 鹿児島県鹿屋市.....	31
3.6 鹿児島県奄美市.....	38
4. 参考資料：ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会「再発防止策のあり方、道筋等に関する提言」	41
4.1 患者の権利に関する体系.....	41
4.2 疾病を理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への普及啓発.....	45

1. 総括

本調査は、国立ハンセン病療養所のある市の首長を対象に、疾病を理由とする差別・偏見の克服の取り組みの実施状況と今後の展望について聴き取りを行い、取り組みにおける国と地方公共団体の役割分担、予算措置のあり方等について検討する基礎資料を得ることを目的とした。以下に、主なヒアリング結果を報告する。

1.1 療養所の将来構想推進と取り組みの広域化に向けた国、都道府県の役割

国立ハンセン病療養所の入所者の高齢化、入所者数の減少が進む中で、療養所の将来構想の推進は喫緊の課題となっている。療養所のある市は、入所者の最も身近にある基礎自治体としてその生活を支えるために、また、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために、さらには、雇用創出効果もある療養所を維持・永続化するために、主体的に予算化・事業化に組み込み、行政職員や市民向けの普及啓発活動を行ったり、医療機関を地域に開放したり、特別養護老人ホームや保育園を誘致したり、学校を建設したり、世界遺産登録を目指したりして、それぞれの地域特性を踏まえた将来構想の推進に取り組んでいるが、基礎自治体単独での取り組みには限界がある。

しかし、こうした市の取り組みへの支援が期待される都道府県では、疾病対策を所管する保健福祉部局、人権啓発を所管する部局が分かれ、また、療養所の設置者である国においても、厚生労働省、財務省、法務省等の施策を横断しているため、行政における取り組み推進の主体が不明確となっている。このため、基礎自治体である市が、国や都道府県の各部局との調整まで担わざるを得ない実態がある。

療養所の将来構想を推進するとともに、療養所のある市での差別・偏見の克服に向けた取り組みを療養所が存在しない他の市町村にも広げていくためには、国が所管部局の役割分担と連携方策を整理した上で取り組みを主導し、国、都道府県が責任主体としての自覚をもって必要な予算措置を行う必要がある。

1.2 疾病を理由とする差別・偏見の克服を実現する装置としての医療基本法の法制化の重要性

療養所のある市では、医療制度の中で差別・偏見を受けたハンセン病の経験・教訓を後世に引き継ぎ、現在も存在する HIV 等の感染症、精神疾患、認知症患者等への差別・偏見をなくし、将来の差別・偏見を予防するために、様々な取り組みが行われている。

こうした取り組み成果をハンセン病だけでなく他の疾患領域にも広げ、行政が積極的に取り組みを推進するためには、医療制度における患者の人権を明確にしたうえで、高い公共性、公益性の理念にもとづいて医療へのアクセス、質、財政をコントロールする根拠を提示すること、社会の中で患者の権利侵害を防止したり権利侵害があったりした場合に速やかに救済できる仕組みを整備することが求められる。

本検討会が提言してきた医療基本法の法制化は、患者の権利を基礎とした医療制度の構築を目指すものであり、こうした制度的対応をとり差別・偏見の克服を実現する装置として、きわめて重要であることが改めて確認された。

1.3 ハンセン病問題の歴史の継承のための人材確保、体制整備

国立ハンセン病療養所の入所者の高齢化、入所者数の減少に伴い、ハンセン病問題の歴史を正しく継承するための当事者の語り部も減少している。

療養所のある市では、外部ボランティアの育成にも取り組んでいるが、持続可能性を担保し、ハンセン病問題の歴史を社会全体の資産として継承するためには、国主導で予算措置を行い、療養所の社会交流会館を充実し、資料の保存・管理（アーカイブ）を行う学芸員等を十分配置する必要がある。

また、資料は療養所だけでなく都道府県にも多数残存しているため、公文書の保管年限にこだわらずこれらの資料も含めて体系的、網羅的に保存できる協力体制を構築すること、国有財産である療養所の歴史的建造物の補修・保存も加速することが必要である。

1.4 療養所退所者・非入所者への支援

療養所のある市では入所者を対象としたさまざまな支援の取り組みが展開されている一方で、入所者と同数程度存在する退所者・非入所者への支援は十分とはいえない。居住地が全国に分散していることに加え、差別・偏見をおそれて退所者・非入所者であることを伏せている人が多く、その生活のしづらさ、直面している課題が分かりにくいためである。退所者・非入所者への支援を検討するためには、現時点での退所者・非入所者の生活実態を把握することが求められている。

なお、すでに、退所者・非入所者の一定数が、地域でハンセン病の後遺症に対応できる施設・事業所がないために、高齢化に伴い医療・介護サービスが必要になった際には療養所への再入所を希望していることが明らかになっている。この課題に対応し、退所者・非入所者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備するためには、一般市民を対象としたハンセン病の差別・偏見をなくすための普及啓発とあわせて、国や全国レベルの職能団体が主導して、医療・介護の専門職を対象としたハンセン病の後遺症ケア等に関する専門的知識の普及啓発を進めることが必要である。

1.5 ハンセン病を取り巻く関係者の調整と協力体制の構築

現在、療養所入所者、退所者、非入所者の高齢化が進み、ハンセン病問題の当事者が不在になるという新しい状況が見えつつある。しかし、当事者が不在となっても、被害者の名誉回復という課題は依然として存在し続けることは社会全体として銘記する必要がある。

こうした新しい状況においては、ハンセン病を取り巻く関係者の調整がこれまで以上に重要となる。具体的には、療養所入所者、退所者、非入所者、その家族の思いの違い、各療養所の課題の異同、療養所が存在する地方公共団体と存在しない地方公共団体の温度差、国と都道府県と市町村の役割分担、行政と民間（医療職、法律職、メディア等）の関係のあり方等を踏まえた協力体制の構築が求められている。

本検討会も、こうした関係者の調整と協力体制構築に向けたコーディネート役の一端を担うことが必要であることが確認された。

1.6 まとめ

本調査は、国立ハンセン病療養所のある市の首長を対象に、疾病を理由とする差別・偏見の克服の取り組みの実施状況と今後の展望について聴き取りを行った。

その結果、疾病を理由とする差別・偏見の克服の取り組みを全国に広げるためには、国、都道府県が責任主体として予算化・事業化を主導すること、疾病を理由とする差別・偏見の克服を実現する装置として医療基本法の法制化を進めることが重要であることが確認された。

本検討会は、平成 21 年 5 月に「患者の権利に関する体系」において医療基本法の法制化の必要性を提言し、平成 31 年 2 月 6 日には超党派の国会議員で組織される「医療基本法の制定にむけた議員連盟」が設立されるなど、医療基本法の法制化の必要性の認識はさらに深まりつつある。今後とも多くの国民を巻き込み法制化の議論を成熟させるために、本検討会には、医療従事者、患者や医療の消費者、一般市民といった社会全体に向けた継続的な情報発信が求められている。また、疾病を原因とする差別・偏見の克服のため、検討会として多様な関係者の意見を調整し協力体制を構築するコーディネートの取り組みが求められている。

2. ヒアリング調査の実施概要

2.1 調査目的

地方公共団体には、疾病を理由とする差別・偏見をなくすための施策を総合的かつ継続的に推進する責務がある。国立ハンセン病療養所の中地方公共団体は、それぞれのまちの特性や実情のなかで、療養所の入所者に対する差別と偏見を解消し、名誉を回復するための人権啓発をはじめ、ハンセン病問題について協議するとともに、その解決を図るための活動を続けている。

そこで、本調査では、国立ハンセン病療養所のある地方公共団体における疾病を理由とする差別・偏見の克服の取り組みについて、地方公共団体の首長を対象にヒアリングを行い、取り組みにおける国と地方公共団体の役割分担、予算措置のあり方等について検討する基礎資料を得ることを目的とした。

2.2 調査対象

国立ハンセン病療養所のある市の首長を対象とした。

本検討会では過年度に道県の取り組みについてのヒアリング実績があるため、今回は、市の取り組みを把握することとした。具体的には、国立ハンセン病療養所の入所者数、所在地の地域バランスを考慮し、以下の6市を対象とした。

地方公共団体名	当該市に所在する療養所	選定理由
宮城県 登米市	東北新生園 (65名)	らい予防法廃止後、居住スペースや介護施設、医療設備を1か所に集めるとともに地域交流スペースも整備するという「将来構想」を平成16年度にいち早く策定し、入所者のための「第1メープルケアセンター」(3階建て60床)、「第2メープルケアセンター」(2階建て20床)、多目的会館「さくらホール」、外来患者を視野に入れた「リハビリテーションセンター」などを整備してきた。 地域交流として、グラウンドやゲートボール場、パークゴルフ場を活用して様々なスポーツ大会や花火大会を開催したり、桜の植樹を進めたりしている。
東京都 東村山市	多磨全生園 (166名)	国が実施する普及啓発活動の一環として国立ハンセン病資料館がある。 ハンセン病資料あわせ併せて、入所者自治会が、ハンセン病の歴史・人権の歴史とともにある豊かな緑、共同生活を営んできた寮や館、神社、納骨堂などの歴史的価値を持つ建造物や史跡すべてをハンセン病記念公園「人権の森」として保全・保存し、後世に伝えようと、東村山市と活動を進めている。
岡山県	長島愛生園	ハンセン病療養所3園(長島、邑久、大島)の世界文化遺

地方公共団体名	当該市に所在する療養所	選定理由
瀬戸内市	(164名) 邑久光明園 (98名)	産登録に向けてNPO法人「ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会」を立ち上げ、入所者自治会、自治体、大学教授、地域住民代表らが、ふるさと納税も活動の原資とし、療養所に残る建築物の学術調査などを進め、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあっても力強く生き抜いてきた回復者等の営みを後世に伝える活動をしている。
熊本県合志市	菊池恵楓園 (221名)	国立ハンセン病療養所のうち入所者が最も多い。 市において、「国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会」を設置し、「啓発」、「介護・医療」、「社会化」の各テーマについて具体的な協議を行っている。 また、県においても「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」が設置され、菊池恵楓園の将来構想等について検討するほか、「菊池恵楓園で学ぶ旅」や「ハンセン病 医療・福祉研修会」などを行っている。
鹿児島県鹿屋市	星塚敬愛園 (130名)	市を中心に、「星塚敬愛園の将来を考える会」を平成21年に設立し、地域住民との交流活動が促進されるような園の将来構想について検討を行ってきた。 過年度検討会で、堅山委員より、地方公共団体だけの取り組みには限界があることの実例を紹介いただいた。 肝付町後田の障害者支援施設「新樹学園」を園内に移転する等、地域との共生に向けた取り組みを進めている。
鹿児島県奄美市	か所和光園 (24名)	現在、入所者数が全国13箇所にある国立療養所の中で最も少ない24人まで減少している。 皮膚科における外来患者の受け入れや、一般市民が園内で農作業を通じて入所者と交流する「ふれあい和光塾」、夏祭りの実施、県の事業として、入所者との交流を通してハンセン病問題への理解や偏見・差別の解消を図るための「親子療養所訪問事業」を実施するなど地域との共生を進めている。

※（ ）内は、平成30年5月1日現在の入所者数

2.3 調査実施日時

以下の日時にて調査を実施した。

日時	地方公共団体名	役職	氏名
平成31年1月23日 15:00-17:00	東京都 東村山市	市長	渡部 尚
	熊本県 合志市	市長	荒木 義行
	鹿児島県 奄美市	市長	朝山 毅
平成31年1月31日	宮城県 登米市	市長	熊谷 盛廣

日時	地方公共団体名	役職	氏名
13:00-15:00	岡山県 瀬戸内市	市長	武久 顕也
	鹿児島県 鹿屋市	市長	中西 茂

※敬称略、調査日時順

2.4 調査の方法

再発防止検討会（東京で2回開催）に市の首長を招聘して、再発防止検討会委員が聴き取りを行った。聴き取りは下記のような流れで行った。その後、ヒアリングの結果についてまとめた資料を各団体へ確認の上、結果として取りまとめた。

次章のヒアリング調査結果の文責は、各市に属する。

項目	時間配分
検討会のこれまでの活動、取り組みについて（説明）	検討会から：10分
各市の取り組みの現状と課題について（説明）	市長からの説明：1団体あたり15分
委員との意見交換	委員との意見交換：55分

2.5 ヒアリング調査内容

本検討会は、平成18年3月に設置され、「ハンセン病問題に関する検証会議」によって示された提言を踏まえて、その実現に向けたあり方、および道筋等を明らかにすることを目的に、「患者の権利に関する体系」および「疾病を理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への普及啓発」2つ2つの観点から、再発防止策のあり方、道筋等に関する検討を行ってきた。

後者の「疾病を理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への普及啓発」については、平成22年6月にまとめた検討会報告書で、以下の5つの取り組みを柱とすることとしている。

I 疾病を理由とする差別・偏見の克服
II 正しい医学的知識の普及・啓発
III 人権教育の徹底
IV 国・地方公共団体の責務
V 施策を推進するための組織・機関の設置

今回はこのうち、「IV 国・地方公共団体の責務」について、聴き取りを行った。「国・地方公共団体の責務」とは具体的には以下のような内容を指す。

○ 疾病を理由とする差別・偏見をなくすための施策の実施状況
○ 上記施策を実施する際の国、都県、市町村の連携状況、財政上の措置の状況
○ 疾病を理由とする差別・偏見があった場合の被害の回復・救済と再発防止のための措置の状況
○ 疾病を理由とする差別・偏見をなくすための施策推進において課題になっていること

「国・地方公共団体の責務」としての「疾病を理由とする差別・偏見をなくすための施策」について市から聴き取るにあたっては、まず、調査対象市におけるハンセン病対策の現状、取り組みにおける国と地方公共団体の役割分担、予算措置のあり方等についての意見を把握した。上うえて、それをふまえて、市町村が広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題、さらに議論を深めたほうが良い論点等について把握した。具体的な質問項目は以下の通りである。

テーマ①:市における、ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みについて

- 取り組みの所管部署
- 取り組みの内容（対象者、担い手、回数、具体的な内容等）
- 取り組みにかかる予算：総額、そのうち市の負担額
- 取り組みにおける国・都県との連携
- 取り組みにおけるその他の機関・団体等との連携
- 市の各種計画との関係
- 取り組みの成果
- 取り組みの課題
- 今後実施することを検討している取り組み（療養所の活用等） 等

テーマ②:上記、ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みをふまえ、広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題、さらに議論を深めたほうが良い論点等について

- 庁内体制
- 効果的な取り組み内容
- 取り組みにかかる予算の財源確保
- 取り組みにおける国・都県・市・その他関係機関等の役割分担、連携
- 行政計画での位置づけ
-

テーマ③:その他、社会全体で、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために取り組みを進めることに対する意見、要望、さらに議論を深めたほうが良い論点等について

3. ヒアリング調査結果

本項では、6市に対するヒアリングの具体的な結果を示す。

3.1 宮城県登米市

(1) ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みについて

1) 取り組みの所管部署

部署名	市民生活部 健康推進課
-----	-------------

2) 取り組みの内容（対象者、担い手、回数、具体的な内容等）

対象者	市民を含む全ての人々
担い手	市民生活部健康推進課担当職員
内 容	ハンセン病問題啓発事業
事 業	平成 30 年度実施事業

● 平成 30 年度実施事業

事業名	開催時期	開催内容
健康フェスティバル	5月26日	・国立療養所東北新生園写真パネル展示
園内ウォーキングコースの啓発	① 平成 29 年度～ ② 年中 ③ 9月21日	健康増進事業と共に啓発 ① 市役所及び各総合支所（8箇所）ウォーキングマップ看板の設置 ② 市ウォーキングマップに掲載及び配布 ③ 地域活動リーダー研修・園内散策及び施設の歴史、地域との関わりについて資料館で学習
施設事業の啓発	7月21日	・国立療養所東北新生園夏まつりについて市のフェイスブックで告知



市ウォーキングマップ看板
市役所玄関前 710,160 円



市ウォーキングマップ
増刷 199,800 円

● その他の事業

- ✓ 国立療養所東北新生園の将来構想を進める会
平成 26 年 12 月 26 日設立、国立療養所東北新生園の将来構想に関する問題や課題を協議し、将来構想の推進を図っている。
 - メンバー：登米市医師会・各種団体長・県・市の関係者等
- ✓ 市民生活部市民生活課所管事業 平成 30 年 6 月 19 日
 - 市人権擁護委員の研修を国立療養所東北新生園で実施。
施設職員による国立療養所新生園の経過、さらに地域とのかかわりの歴史について理解を深めた。
 - 主な内容：他の施設とは異なり国立療養所東北新生園は昔から地域と深く交流していた。また、園庭の池の水は地域の水田の利水として使用するなど地域社会と繋がりが深い。
- ✓ 登米市立新田中学校所管事業 平成 30 年 11 月 14 日
 - 生徒による合唱の披露などにより入所者の方と交流を深めるとともに、ハンセン病の正しい知識の習得と理解を深めた。
- ✓ 新田地区コミュニティ・パークゴルフ大会 平成 30 年 10 月 20 日
 - 地域住民の自主事業として大会を開催。同時にハンセン病に関する知識を習得し理解を深めた。
- ✓ 国立療養所東北新生園自治会主催交流事業

事業名	開催時期	開催内容
高松宮記念杯近隣親善ゲートボール大会	6 月 28 日	・県内外から 50 チーム参加。ゲートボール愛好家とスポーツを通じて交流会を実施し、地域住民と親睦を深めている。
寛仁親王妃杯女子コスモスゲートボール大会	9 月 26 日	・県内外から 30 チーム参加。女子ゲートボール愛好家とスポーツを通じ、ハンセン病の正しい理解と広く社会交流を図っている。

事業名	開催時期	開催内容
夏まつり・花火大会	7月21日	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちと景品ゲーム（輪投げ等）による交流を楽しんでいる。 夜には花火大会を実施し、地域住民と共に観覧している。
少年少女野球大会	平成30年は雨で中止、毎年秋に実施	<ul style="list-style-type: none"> 野球スポーツ少年団を対象に大会を実施。ハンセン病の正しい理解と啓発を図っている。
写真パネル展・屋台まつり	11月4日・5日（2日間）	<ul style="list-style-type: none"> パネル展は園の昔の写真や現在の行事などの写真を展示。 屋台を設置し、入所者と交流しながら屋台の味を楽しんでいる。
公園化事業（桜植樹）	毎年度植樹	<ul style="list-style-type: none"> 入所者の鎮魂という意味で桜を植樹している。 桜の公園として地域の方に利用いただきたい。

3) 取り組みにかかる予算：総額、そのうち市の負担額

平成30年度	歳出（予定額）	200,000円
	歳入（予定額）	0円

● 参考（決算）

平成29年度	歳出（予定額）	909,960円
	歳入（予定額）	0円

4) 取り組みにおける国・都県との連携

- 国との連携
 - ✓ 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会の中で意見交換。
 - ✓ 総会決議文の要請活動（現役大臣へ直接要望）。
 - ✓ 事務レベルで、様々な問題に対して相談ができる「顔の見える関係」が構築できている。
- 宮城県との連携
 - ✓ 国立療養所東北新生園の将来構想を進める会の委員として、将来構想に関する問題や課題を協議し、施策を進めている。
 - ✓ 昭和40年にハンセン病療養所入所者等の福利の増進及び社会復帰を支援することを目的として宮城県ハンセン協会（県事務局）を設立し活動している。
 - 社会交流事業 SENDAI 光のページェントに東北新生園入所者を招待
 - 慰問活動 県内出身の施設入所者の慰問及び慰霊

- 啓発活動 ハンセン病を理解するためのパネル展・ビデオ上映会を開催
- 共催・後援事業 東北新生園自治会事業に対する助成・参加
- ✓ 平成 26 年度に東北新生園で作成した施設紹介 DVD を複写し、県内全中学校、教育委員会、社会福祉法人へ配布し、ハンセン病の正しい知識の啓発や理解を深める。

5) 取り組みにおけるその他の機関・団体等との連携

- 国会議員
 - ✓ 全国ハンセン病所在市町連絡協議会への出席・意見交換。
 - ✓ 県選出議員との連携。
- 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会
 - ✓ 国立療養所がある全国 12 市町として、共通する課題について協議し、その解決を図るとともに、所在市町間の連携、協力及び相互支援を行う。
- 入所者自治会
 - ✓ 良好な関係の構築ができています。定例的な打ち合わせ。

6) 市の各種計画との関係

- 登米市第二次総合計画
 - ✓ 基本施策 安心安全な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり。
 - ✓ 施策 2-5-9 社会福祉の充実。
 - ✓ 施策の今後の方向性 地域福祉活動において、市民一人ひとりが人権を相互に認め合う、差別のない人権意識の高いまちづくりを進める。

7) 取り組みの成果

- 市だけではなく自治会や学校、地域での事業が継続的に行われており、地域住民をはじめ隣接する市町の住民が訪れ交流している。このような取り組みを通じ、国立療養所東北新生園やハンセン病についての正しい知識の啓発や理解が深まりつつあり、一定の成果があったものとする。

8) 取り組みの課題

- 市においては、担当課以外の部署との連携による取り組みも進められているが、更なる広がりを見せるためにも関係部署、関係機関との連携を深めることが重要である。
- 自治会事業に関しては、自治会独自予算及び県ハンセン病協会の助成で賄っており、入所者が減少するなか予算確保が困難になることが予想される。

9) 今後実施することを検討している取り組み（療養所の活用等）

- 国立療養所東北新生園の入所者の高齢化が進むなか、ハンセン病の歴史を風化させることなく後世に残し、伝えることが重要である。入所者自治会の意向を最大限に尊重し、将来構想の実現に向け支援する。
- また、国立療養所東北新生園の地域開放や市民との交流を推進すること、緊急車等の救急時の通行を確保すること、及び通勤通学路の安全な交通を確保することを目的に道路の危険箇所を改良し、スムーズに交流できる環境整備を進めている。これに伴う必要な財政支援を要望する。（社会資本整備総合交付金の採択を希望している）

(2) 広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題

1) 庁内体制

- 人権施策全般を所管している市民生活課や教育部、及び関係各課との庁内の連携体制を整えていくことが重要と考える。

2) 効果的な取り組み内容

- 上述したように、県や近隣市町の協力により啓発事業の広がりが見られるようになり、この範囲を広げることで、より効果的な成果につながるものとする。

3) 取り組みにかかる予算の財源確保

- 自治会事業に関しては、自治会独自予算及び県ハンセン病協会の助成で賄っており、入所者が減少するなか予算確保が困難になることが予想されることから、国、県による財政支援を期待する。

4) 取り組みにおける国・都県・市・その他関係機関の役割分担、連携

- 国・県においては、国立ハンセン病療養所が所在しない自治体へのハンセン病の正しい知識の啓発や人権意識の醸成、及びそれに伴う予算の確保を期待する。

5) 行政計画での位置づけ

- 登米市第二次総合計画に則り、地域福祉活動において、市民一人ひとりが人権を相互に認め合う、差別のない人権意識の高いまちづくりを進める。

(3) 社会全体で、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために取り組みを進めることに対する意見、要望

- 国においては取り組みを進めるにあたり、入所者自治会や弁護士、関係機関と調整を図られていることと思うが、ハンセン病療養所所在県及び市町の意見も踏まえて議論を進められるようお願いしたい。
- また、各施設の課題や将来構想を踏まえ、個々に対応をいただくよう検討されたい。

3.2 東京都東村山市

(1) ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みについて

1) 取り組みの所管部署

部署名	経営政策部 企画政策課（ハンセン病関係） 市民部 市民相談・交流課（人権施策全般） 教育部 指導室（人権教育）
-----	---

2) 取り組みの内容（対象者、担い手、回数、具体的な内容等）

対象者	市民を含む全ての人々
担い手	企画政策課担当職員
内容	ハンセン病問題啓発事業
事業	平成30年度実施事業

● 平成30年度事業

事業名	開催時期	開催内容
散策ガイド	4月8日（日）	・ガイダンス ・資料館見学 ・園内散策
清掃ボランティア	10月12日（金）及び 3月2日（土）予定	・園内清掃
語り部講演会	6月2日（土）及び 翌年2月2日（土）予定	・DVD上映 ・語り部講演 ・写真パネル展示
学ぶ講座	10月6日、13日 （いずれも土曜日）	・ガイダンス（市・ハンセン病資料館・ NPO 団体） ・園内散策 ・グループワーク ・発表



散策ガイド



清掃ボランティア



学ぶ講座



語り部講演会

- ✓ 東京都主催 人権啓発事業「ヒューマンライツ・フェスタ東京」への参加
 - 11月6日(火) @新宿西口地下イベント広場(平成27年度から)



- ✓ 教育部 指導室
 - 平成29・30年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校
 - 研究発表会 11月9日(金) @東村山市立萩山小学校
- 平成29年度事業

上記事業に加え以下を行った。

- ✓ 映画「あん」凱旋上映会 平成30年1月7日(日)
 - ほぼ全編を東村山市内で撮影した映画「あん」の上映並びに主演の永瀬正敏氏と原作者のドリアン助川氏によるトークショー



- ✓ 演劇「光の扉を開けて」 平成30年2月4日(日)
 - 劇団「HIV人権ネットワーク沖縄」演劇「光の扉を開けて」の上演

- 参考

- ✓ 平成 28 年度単年事業
 - 写真展「いのちの森に暮らす」～ハンセン病療養所多磨全生園の今～
市内在住の写真家である宇井眞紀子氏及び広瀬敦司氏撮影パネル展示
- ✓ 平成 27 年度単年事業
 - 映画「あん」写真展
- ✓ 平成 26 年度単年事業
 - 写真集「いのちの森に暮らす」の制作及び都内全小中学校への配付
- ✓ 平成 25 年度単年度事業
 - 人権の森グッズ作成（ピンバッチ、バンダナ、クリアファイル、マップ）
 - DVD「ひいらぎとくぬぎ」作成

3) 取り組みにかかる予算、総額、そのうち市の負担額

平成 30 年度	歳出（予定額）	649,000 円
	歳入（予定額）	649,000 円
	内訳：人権の森構想推進基金	402,000 円
	：東京都補助金	247,000 円

- 参考

平成 29 年度	歳出	1,933,416 円
	歳入	1,933,416 円
	内訳：人権の森構想推進基金	1,770,027 円
	：東京都補助金	163,389 円

※人権の森構想推進基金の大部分は入所者自治会からの寄附金による。

- ✓ なお、平成 29 年度劇団「HIV 人権ネットワーク沖縄」演劇「光の扉を開けて」の実施については、ふれあい福祉協会の補助金 2,500,000 円（10 分の 10 補助）で開催したが、事業実施業者に直接支払われるという補助金の性質があることから、市の一般会計予算には計上されない。

4) 取り組みにおける国・都県との連携

- 国との連携

- ✓ 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会の中で意見交換（平成 30 年度）
- ✓ 総会決議文の要請活動（平成 29 年度より厚生労働大臣への直接要望）

- 東京都との連携

- ✓ 平成 27 年度より、都主催の人権啓発事業である「ヒューマンライツ・フェスタ東京」へ参加し、普及啓発を行っている。
- ✓ 平成 29 年度より、国立療養所多磨全生園にて 11 月に開催される「全生園まつり」の来賓として招待してもらえるように多磨全生園に働きかけ、東京都としても関わりをもってもらえるような関係の構築をしている。

- ✓ 人権の普及啓発活動の助成金を頂戴している。

5) 取り組みにおけるその他の機関・団体等との連携

- 国会議員
 - ✓ 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会への出席・意見交換
 - ✓ ハンセン病対策議員懇談会の役員の方々との連携（要請活動）
- 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会
 - ✓ 療養所のある全国 12 市町の協議会の開催による情報共有
- 全国ハンセン病療養所入所者協議会
 - ✓ 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会の総会の決議に際し、要望書のとりまとめをお願いしている。
- 多磨全生園
 - ✓ 庶務課及び自治会書記室担当者と必要に応じ相談のできる良好な関係が構築されている。
- 入所者自治会
 - ✓ 人権の森構想推進事業である普及啓発活動の共催。
 - ✓ 定例的な打ち合わせ。
- 国立ハンセン病資料館
 - ✓ 人権の森構想推進事業や市主催の人権事業への講師派遣（散策ガイド・学ぶ講座）
 - ✓ 事業についての相互周知
- NPO 東村山活き生きまちづくり
 - ✓ 人権の森構想推進事業での協働（散策ガイド・清掃ボランティア・学ぶ講座）
- ふれあい福祉協会
 - ✓ 各種事業に係る助成金支援

6) 市の各種計画との関係

- 東村山市第 4 次総合計画
 - ✓ 基本目標 1 みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち
 - 施策 1-4-2 人権・平和意識の醸成
 - 施策が目指すあるべき姿 市民一人一人が、さまざまな人権問題の解決に向けた強い意志と平和の尊さを重んずる心を持ち、差別や偏見のない地域社会が形成されたまち。
- いのちとこころの人権の森宣言
 - ✓ 平成 21 年 9 月 28 日
 - 平成 21 年に 100 周年を迎えた多磨全生園の豊かな緑と人権の歴史を長く後世に伝えるため、「いのちとこころの人権の森宣言」として、園内に石碑を

建て、この土地と緑と歴史のすべてを『人権の森』として守り、国民共有の財産として未来に受け継ぐことを宣言した。

7) 取り組みの成果

- 平成 30 年度市民意識調査アンケートの結果によると、「東村山市に国立療養所多磨全生園があることを知っていますか」の問いについて「知っている」と回答した市民は、全体の 90.5%となっている。また、「国立療養所多磨全生園を訪れたことがありますか」の問いについて、「ある」と回答したのは 41.1%である。これらのことから、普及啓発活動の一定の成果があったものと認識している。
- なお、毎年実施しているハンセン病問題啓発行事終了後に実施しているアンケートでは、参加者の大部分から「人権問題についての関心や理解が深まった」との回答があり、一定の成果があったものとする。

8) 取り組みの課題

- 啓発教育行事の参加者のひろがり
 - ✓ 参加者の多くは 50 代以上であり、普及啓発に関して世代間の格差が生じている現状である。
 - ✓ 平成 27 年度から、東京都主催のイベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京」へ都内の自治体としては唯一参加し、パネル展示やブースの出展を行っている。さらに、多磨北部都市広域行政圏の構成市内において「語り部講演会」を開催することで、市外の方々にも広げているところであるが、1自治体の取り組みでは限界があるとする。
- 限られる予算
 - ✓ 入所者自治会の寄附金やがんばれふるさと納税、東京都人権補助金及び、人権の森グッズの売上金を原資とし、様々な普及啓発活動を行っている。しかし、全体の予算のうちの大部分は、入所者自治会からの寄附金に依存しており、今後定期的な予算確保が困難となることが予想されることから、毎年厳しい状況にある。

9) 今後実施することを検討している取り組み（療養所の活用等）

- 来年度に、多磨全生園が開園 110 年の節目にあたることから、これまでの既存の人権啓発事業とは違ったアプローチを行う予定である。

(2) 広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題

1) 庁内体制

- 人権施策全般を所管している市民相談・交流課及び、人権教育を所管している教育局との庁内の連携体制を整えていくことが重要とする。

2) 効果的な取り組み内容

- 上述したように、平成 27 年度から、東京都や近隣市の協力により普及啓発事業の広がりができるようになってきているので、この範囲が広がることで、より効果的な成果になると考える。

3) 取り組みにかかる予算の財源確保

- 人権の森構想推進事業費として、入所者自治会からの寄附・ふるさと納税・人権の森グッズの売上金で構成されているが、実際は入所者自治会からの寄附金に強く依存しており、国、都による財政支援を期待する。

4) 取り組みにおける国・都県・市・その他関係機関の役割分担、連携

- 国・都 直接的かつ積極的な関わりや財政支援、更には療養所を持たない自治体への普及啓発の意識の醸成及びそのための予算算確保を期待する。

5) 行政計画での位置づけ

- 現行の東村山市第 4 次総合計画に則り、ハンセン病療養所所在自治体として人権問題解消を行政の責務としてとらえ、引き続き普及啓発事業に取り組んでいく。

(3) 社会全体で、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために取り組みを進めることに対する意見、要望

- 東京都に所在している唯一の療養所である多磨全生園やハンセン病資料館のある所在自治体として、ハンセン病問題の真の解決に向けた啓発活動を進めることが重要である。
- 国立療養所多磨全生園は国の土地であり、ハンセン病問題基本法でも国の責任において、そこで生活されている方々の在園・生活保障を行う責務を負っている。療養所所在自治体として、入所者自治会の意向を最大限に尊重しながら、ハンセン病問題の真の解決に向けて、国をはじめとする関係機関の更なる積極的な関わりや財政的支援が必須であると考えます。

3.3 岡山県瀬戸内市

(1) ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みについて

1) 取り組みの所管部署

部署名	市民部 市民課人権啓発室（人権施策全般） 教育委員会 社会教育課（人権教育等、社会への啓発）
-----	---

2) 取り組みの内容（対象者、担い手、回数、具体的な内容等）

対象者	市民を含む全ての人々
担い手	市民課人権啓発室担当職員 社会教育課担当職員
内 容	ハンセン病問題啓発事業として、年 3 回開催

事業名	開催時期	開催内容
「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」啓発パネル展（人権啓発室）	6 月 22 日の前後 1 週間	・ パネル展示 ・ DVD 放映
新聞広告「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（人権啓発室）	6 月 22 日	・ 新聞広告
長島健康ウォーク（社会教育課）	11 月中旬から 12 月上旬の土曜日	・ 療養所内をウォーキングして施設見学（長島愛生園と邑久光明園を隔年で実施）

● その他 29 年度事業

- ✓ 「ハンセン病療養所の将来構想を進める会・岡山」事務局（平成 22 年 6 月～）長島愛生園、邑久光明園それぞれの将来構想に「世界遺産登録へ向けての取り組み」を新たな施策として追加記載。（平成 29 年 7 月）
 - 弁護団を中心に立ち上げた会を、事務的な部分も含め全庁、全市的広がりを出すため市へ事務局と会長を引き受ける要望があった。
- ✓ 第 5 回人類遺産世界会議（主催：公益財団法人笹川記念保健協力財団）を共催（4 月）
- ✓ 両園の将来構想とその進捗及び世界遺産登録に向けた取り組みに関する小冊子「長島愛生園・邑久光明園の将来構想と将来構想をすすめる会・岡山」を発行。全国の療養所、入所者自治会、都道府県、関係団体に送付。（ふれあい福祉協会「平成 29 年度ハンセン病対策促進事業」の助成。事業費 60 万円）（1 月）
- ✓ 「長島アンサンブル～生活文化がつなぐ物語～」（一般財団法人ひばりエンタテイメントとの協働提案事業）（10 月）

- ✓ 「ハンセン病療養所の将来構想を進める会・岡山」事務局として7月から10月にかけてNPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会設立準備委員会を開催。11月14日に設立総会を開催し、平成30年1月25日法人登記完了によりNPO法人が設立された。
 - 理事を市の他、地元の山陽放送の会長や自治会の方、両園の園長及び事務部長が参加している。

(NPO法人の目的 定款第3条)

この法人は、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指す。これらの取り組みを通じて、ハンセン病患者に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあっても力強く生き抜いて来た回復者等の営みを後世に伝えることで、世界中のハンセン病回復者等の真の名誉回復を図り、もって人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することを目的とする。



● その他平成30年度事業

- ✓ 邑久長島大橋架橋30周年記念事業実行委員会を組織し、事務局をNPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務所内に設置(9月1日邑久長島大橋架橋30周年記念シンポジウムを開催。ふれあい福祉協会「平成30年度ハンセン病対策促進事業」の助成。事業費230万円)



- ✓ ガバメントクラウドファンディング「ハンセン病の記憶を未来へ！歴史ある建造物をこの地にのこしたい。」を実施（両園の歴史的建造物の補修、現状維持、原状回復の可能性を調査する費用の一部とすることを目的とする。目標額 50 万円、実施期間平成 30 年 12 月 5 日～平成 31 年 3 月 31 日）
- ✓ 療養所の世界遺産登録に向けての当面の保存措置を進め、文化財の保存と活用を趣旨とする文化財保護法に基づく国の登録有形文化財への登録が答申される（11 月 長島愛生園 5 物件、邑久光明園 5 物件）
- ✓ NPO 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会への支援：
 - 市職員 1 名を派遣（平成 30 年度から 3 年間）
 - 個人版ふるさと納税による寄附金の一部を補助金として拠出（瀬戸内市応援寄附条例を改正し、寄附の事業として「人権」を追加。平成 29 年 4 月）
 - 地域再生計画「ハンセン病療養所世界遺産登録推進プロジェクト」として認定を受け（平成 30 年 3 月）、企業版ふるさと納税を活用して法人が実施する世界遺産登録に向けた学術調査事業を支援

3) 取り組みにかかる予算：総額、そのうち市の負担額

平成 30 年度	歳出（予定額）	12,379,879 円
	うち：NPO 法人へ補助金として個人版ふるさと納税活用	2,000,000 円
	うち：NPO 法人へ補助金として企業版ふるさと納税活用分	3,000,000 円
	歳入（予定額） （両園自治会より NPO 法人派遣職員負担金）	3,000,000 円

● 参考

平成 29 年度	歳出	2,840,568 円
	歳入	0 円

- ふるさと納税を活用している。
 - ✓ 個人版と企業版の両ふるさと納税を活用している。
 - 企業版のふるさと納税は地域再生計画を内閣府に提出する必要がある。

4) 取り組みにおける国・都県との連携

- 岡山県との連携

- ✓ 「ハンセン病療養所の将来構想を進める会・岡山」の構成員として、施策を進めている。

5) 取り組みにおけるその他の機関・団体等との連携

- 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会
 - ✓ 総会への出席及び意見交換
- ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山
 - ✓ 構成員として、施策を進めている。また、人権啓発室が事務局として各構成員の意見取りまとめをはじめ事務全般を担当している。
- 両園入所者自治会
 - ✓ 連携して各種啓発活動等を実施している。(NPO 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会の構成団体である)
- ふれあい福祉協会
 - ✓ 各種事業に係る助成金により支援を受けている。
 - 平成 29 年度 小冊子「長島愛生園・邑久光明園の将来構想と将来構想をすすめる会・岡山」を発行
 - 平成 30 年度「邑久長島大橋 30 周年記念シンポジウム」を開催
- 民間の社会福祉法人
 - ✓ 邑久光明園へ民間の特別養護老人ホームを誘致した。
 - ✓ 介護保険の事業計画内に盛り込むという観点から、保健福祉部や県とも協力をした。
 - ✓ 現在は満床であり、地域と入所者のみなさんとをつなぐ橋渡しとなっている。
- 長島愛生園・邑久光明園との連携
 - ✓ 両園関係者とは良好な関係である。
 - ✓ 「ハンセン病療養所の将来構想を進める会・岡山」の構成員として、両園の将来構想の早期実現を目指し、施策を進めている。
 - ✓ 政策部門、総合政策部で園と協力し、民間の路線バスを増便した。
 - ✓ また、2 園と瀬戸内市で 3 分の 1 ずつ負担し、長島に光ファイバーを敷設した。

6) 市の各種計画との関係

- 第 2 次瀬戸内市総合計画後期基本計画
 - ✓ 基本計画 1 未来に輝く人づくりと文化の創造
 - ✓ 基本方針 みんなの思いやりがあふれる人権尊重のまち
 - 市民ひとり一人がお互いの違いを認め合い、尊重し合うことができる、みんなの思いやりがあふれる人権尊重のまちをつくる。
 - ✓ 今後の取り組み 様々な人権問題の解決をめざし、差別意識を解消する。

7) 取り組みの成果

- 2つのハンセン病療養所が所在する基礎自治体として、ハンセン病問題への取り組みを施策の中に位置づける。NPO 法人の設立を契機として療養所の世界遺産登録を推進することにより、市民が主体的に長島の歴史を地域の歴史として承継しようとする取り組みが進められている。(読みきかせグループによる「語り」プログラムの構築。これまで長島内のみにて研究を行っていた大学研究者が地元裳掛地区へも研究対象を広げつつあり、地元民による受け入れの実績 など)

8) 取り組みの課題

- 啓発事業では、メニューを複数にして幅広い年齢層から参加してもらえるよう、他部署、他団体と共催して開催するなど工夫する必要がある。また、予算が潤沢でないため、市単独で大きな行事の開催は困難である。

9) 今後実施することを検討している取り組み（療養所の活用等）

- 史跡指定に向けて、岡山県担当者と連携して調査を進める予定。

(2) 広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題

1) 庁内体制

- 人権施策全般を所管している市民課人権啓発室が人権施策全般を担当し取り組みを進めているが、学校及び広く市民への啓発を進めるには教育委員会との連携体制を強化する必要があると考える。
- また、NPO 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会の活動において、市が関与すべき分野では複数の部署の協力が必要である。

2) 効果的な取り組み内容

- 公民館の高齢者学級やタウンミーティングにおいて、市長が世界遺産を目指す活動及びハンセン病問題についてメニューのひとつとして講話し、多くの市民の理解につながられている。
- 平成30年度隣保館事業として、屋外講座で長島愛生園歴史館及び園内施設見学をした。これらの取り組みは、高齢者層に受け入れられやすい啓発の効果が見込める。今後も、あらゆる機会を活用して啓発活動を実施する方針である。
- 市民から語り部をする動きが出ている。
 - ✓ いろいろな問題についての物語を作り、語りを通じて課題を学ぶ機会を作っている。
 - ✓ 市からの声がけでは接触できない層が学ぶ機会となっている。

- NPO 職員や自治会長、入居者の方に関わっていただき、市長会等へ年間 20 から 30 回の講演を行っている。

3) 取り組みにかかる予算の財源確保

- 大規模な行事を行うには、補助金を活用する必要がある。

4) 取り組みにおける国・都県・市・その他関係機関の役割分担、連携

- 療養所を持たない自治体への普及啓発や予算確保は、国や県の役割として、連携しつつ、分担して進めることが不可欠であると考えている。

5) 行政計画での位置づけ

- 現行の東村山市第 4 次総合計画に則り、ハンセン病療養所所在自治体として人権問題解消を行政の責務としてとらえ、引き続き普及啓発事業に取り組んでいく。

(3) 社会全体で、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために取り組みを進めることに対する意見、要望

- 高齢化が進みハンセン病回復者の方々の貴重な証言を語り継ぐため、世界遺産登録を目指して、ハンセン病に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあっても力強く生き抜いてきた回復者の営みを後世に伝える活動を展開する。そのために歴史的建造物を保存し、人権教育の場として活用して、多くの人たちに人権意識の醸成に尽力したい。
 - ✓ 厚労省を中心に文化庁へ働きかけを期待する。
 - ✓ 単に建物のみではなく、エリア全体を残すため、史跡の指定を目指している。
 - ✓ 歴史的な記録物をアーカイブする必要がある、国としての支援も必要となる。
- 世界遺産に加え、世界の記憶への登録も進めており、NPO を中心にロードマップを作成している。
- 取り組みを進めるうち、財政的な支援が必要となることも予想され、必要な時に必要な形で、国や県の支援をお願いしたい。

3.4 熊本県合志市

(1) ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みについて

1) 取り組みの所管部署

部署名	合志市教育委員会教育部人権啓発教育課 合志市内各小・中学校（合志市教育委員会教育部学校教育課）
-----	--

2) 取り組みの内容（対象者、担い手、回数、具体的な内容等）

- 合志市教育委員会教育部人権啓発教育課

対象者	市民
担い手	合志市及び合志市教育委員会職員
内 容	ハンセン病問題啓発事業 ○平成 29 年度 ハンセン病啓発映画「あん」上映会並びに永瀬正敏氏（主役）、ドリアン助川氏（原作者）トークショー等 ○平成 30 年度（平成 31 年 2 月 2 日実施予定） 劇団「人権ネットワーク沖縄」による演劇「光の扉を開けて」の上演等

- 合志市内各小・中学校（合志市教育委員会教育部学校教育課）

対象者	児童・生徒
担い手	教員（担任等）
回 数	各学校（学年）で総合的な学習の時間に計画して実施
内 容	以下【例】を参照

✓ 中学校の例 第 1 学年

- 新聞記事「ハンセン病は今」
- 志村康さんからのメッセージ
- 啓発映画「壁をこえて」～ハンセン病問題・菊池恵楓園の歴史に学ぶ～
- 「ハンセン病学習」講演会 講師：中 修一氏（菊池恵楓園退所者）
 - 資料「ハンセン病差別を生きる」
 - 菊池恵楓園への訪問見学（3年生調べ学習）
 - 進路にかける思い ～太田明さんにインタビューして～（3年生）
- 1年生を対象とした学習内容の発表会

✓ 小学校の例 第 6 学年（1 学期総合的な学習の時間 23 時間）

- 子どもの実態調査（ハンセン病や菊池恵楓園について）
- 「ハンセン病を正しく理解しましょう」県版パンフレット
- DVD「こころの詩」視聴

- 調べ学習（ハンセン病の症状、歴史、差別、裁判、龍田寮事件、菊池事件、温泉宿泊拒否事件など）
- きずな「あなたたちに伝えたいこと」
- DVD「未来への虹～ぼくのおじいさんはハンセン病」視聴
- 恵楓園見学（元患者さんの講話）
- 学習のまとめ

3) 取り組みにかかる予算：総額、そのうち市の負担額

平成 30 年度	総額（決算見込額）	2,577,515 円
	市負担額（決算見込額）	77,515 円
	ふれあい福祉協会	2,500,000 円

● 参考

平成 29 年度	総額（決算額）	1,687,722 円
	市負担額（決算額）	124,722 円
	ふれあい福祉協会	1,563,000 円

※合志市教育委員会教育部人権啓発教育課分

4) 取り組みにおける国・都県との連携

- 国との連携
 - ✓ 法務省管轄の9人の「人権擁護委員」と連携して、あらゆる人権問題解消の一部としてハンセン病問題啓発も活動の一部に取り入れている。（合志市教育委員会教育部人権啓発教育課）
- 熊本県との連携
 - ✓ 啓発教育行事に、熊本県人権同和政策課作成の「ココロ通信」等を配布している。（合志市教育委員会教育部人権啓発教育課）
 - ✓ 県版パンフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」の活用（合志市内各小・中学校（合志市教育委員会教育部学校教育課））

5) 取り組みにおけるその他の機関・団体等との連携

- 合志市人権教育推進協議会
 - ✓ 行政、学校、保育園、企業他各種機関、団体がほぼ加入しており、ハンセン病問題啓発行事にも率先して参加している。（合志市教育委員会教育部人権啓発教育課）
- 社会福祉法人ふれあい福祉協会
 - ✓ ハンセン病対策促進事業を行っている当協会と連携し、毎年、支援金として補助していただき、啓発行事に役立っている。（合志市教育委員会教育部人権啓発教育課）

- 菊池恵楓園
 - ✓ 菊池恵楓園に受け入れ入れ依頼、自治会に講師依頼。(合志市内各小・中学校(合志市教育委員会教育部学校教育課))
 - ✓ 健康福祉部の福祉課と連携し、年に一度清掃ボランティアを行っている。
 - ✓ 国・県との連携として、恵楓園の将来構想実現に向けた協議会を行っている。
 - 社会福祉法人の保育園を設置し現在約 120 名が通っている。
 - 隣にある医療刑務所の教育的な利用について検討し、平成 33 年を目処に中高一貫校が開校する予定である。

6) 市の各種計画との関係

- 合志市総合計画
 - ✓ 「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念とし、将来都市像では、「元気・活力・創造のまち」と定め、その将来都市像を実現させるための横断的課題が「健康都市こうし」である。具体的には、「教育の健康」を政策とし、施策名は「人権が尊重される社会づくり」の中で、ハンセン病問題の解消を掲げている。(合志市教育委員会教育部人権啓発教育課)
- 合志市人権教育・啓発基本計画
 - ✓ 本基本計画は、5年に一度の「合志市人権意識に関する市民アンケート調査」の人権に関わる市民意識を踏まえ、策定している。前回は平成 25 年に実施、第一次改訂を行い、第二次改訂は、平成 30 年の同アンケート調査を踏まえ、平成 31 年度に行う。(合志市教育委員会教育部人権啓発教育課)
 - ✓ その中に、「人権教育・啓発の進め方」として、「ハンセン病回復者等をめぐる人権」を謳い、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の順守、ハンセン病問題を正しく理解するための講演会や広報活動の実施等を積極的に図っていくこととする予定である。(合志市教育委員会教育部人権啓発教育課)
- ハンセン病問題啓発事業等への小・中学生及び教職員の参加(合志市内各小・中学校(合志市教育委員会教育部学校教育課))

7) 取り組みの成果

- 平成 25 年実施の「合志市人権意識に関する市民アンケート調査」アンケートの結果によると、「ハンセン病について、正しく理解していると思いますか」の問いに「理解している」「少しは理解している」と回答した市民は、全体の 77.2%となっている。現在、実施している同調査でも同様の質問をしているので、そのパーセンテージがあがる結果を期待している。なお、毎年実施しているハンセン病問題啓発行事終了後に実施しているアンケートでは、概ね良好の回答があり、成果を出している。(合志市教育委員会教育部人権啓発教育課)
- 菊池恵楓園における現地学習をとおして、ハンセン病への偏見や元患者さんへの強い差別等について、資料等の視聴や講話を傾聴することで身近な課題として実感することができた。また、学習した内容について発信することが啓発につながっている。

中学生が作成した資料について、菊池恵楓園ボランティアガイドの皆さんから「本当によく調べてありましたよ。先生方も是非一度ご覧になってください。」と高い評価を受けた。(合志市内各小・中学校 (合志市教育委員会教育部学校教育課))

8) 取り組みの課題

- 啓発教育行事の参加者のひろがり
 - ✓ ハンセン病問題に限らず、部落問題をはじめあらゆる人権問題の啓発教育の課題は、各種団体の長に研修会等の参加を依頼するので、同じ顔触れが中心になってしまう可能性が考えられる。特に、若い20-30代の参加は少ない。啓発教育行事の参加者を、より多くの一般市民に広げていくことが課題である。(合志市教育委員会教育部人権啓発教育課)
- 限られる予算
 - ✓ 自治体の予算は、毎年厳しい状況にあり、当然、歳入歳出は減額の一途をたどっている。しかしながら、「ハンセン病問題解決促進法」をはじめ「部落差別解消推進法」「障害者差別禁止法」「ヘイトスピーチ対策法」には国や地方自治体の取り組みの責務が謳われながら、財政措置の法的根拠がないので、啓発教育にかかる予算が限られていることが課題である。(合志市教育委員会教育部人権啓発教育課)
- 今後の児童に対する啓発活動
 - ✓ 入所者の方々の高齢化が進み、実体験を語っていただける方が減ってきている。今後は、ますます厳しい状況になると予想される。小学校は5,6年生、中学校は、1年生を中心に学習しているが、学習内容等については統一されていないので、児童生徒の認識等に格差が生じることもある。(合志市内各小・中学校 (合志市教育委員会教育部学校教育課))
- 社会交流会館の予算不足
 - ✓ 社会交流会館内の備品を補填する予算が不足している。自治会予算で対処してきた経緯もあり、現在は自治会の保持する土地を行政で購入し予算に当てたいという申し入れを受けている。

9) 今後実施することを検討している取り組み(療養所の活用等)

- 人権問題啓発教育行事で、国立療養所菊池恵楓園に設置されている社会交流会館(歴史資料館)の利用促進を訴えている。また、平成29年度には合志市人権教育推進協議会の総会を菊池恵楓園で実施。
- ただし、音響、駐車場、人数の制限等の課題があり、多くの参加者を招いての研修会等を実施するのは難しい場合がある。

(2) 広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題

1) 庁内体制

- 福祉課と連携し、庁内体制を整えていくことが重要と考える。

2) 効果的な取り組み内容

- 人権問題解消に向けて人権フェスティバルを毎年開催している。(合志市教育委員会 教育部 人権啓発教育課)
- 現在は、国立療養所菊池恵楓園がある合志市のみの取り組みで終わっているため、郡市レベルで啓発行事が実施できれば、より効果的な成果があるのではないかと考える。

3) 取り組みにかかる予算の財源確保

- 熊本地震の復興予算も含め、合志市の財政状況は厳しく、国、県による財政支援を期待する。

4) 取り組みにおける国・都県・市・その他関係機関等の役割分担、連携

- 「国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会」においてその役割分担や連携を検討中である。

5) 行政計画での位置づけ

- 今後も、「合志市総合計画」及び「合志市人権教育・啓発基本計画」等で人権問題解消を行政の責務としてとらえ、教育啓発に取り組んでいく。

(3) 社会全体で、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために取り組みを進めることに対する意見、要望

- らい予防法廃止から 21 年、ハンセン国家賠償訴訟判決から 16 年を経過のなか、ハンセン病に対する合志市民の関心は徐々に高まってきてはいるが、課題は未だに大きなものがある。
- ハンセン病回復者の方々の高齢化が進むなか、国立療養所菊池恵楓園が所在する合志市において、風化させることなくより良い未来へとつなげていく啓発を進めることが重要である。
- 熊本地震後、復興復旧に力を入れ、財政的にはより厳しい状況にあり、改めてハンセン病問題の対策促進には、国及び県の財政的支援をお願いしたい。

3.5 鹿児島県鹿屋市

(1) ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みについて

1) 取り組みの所管部署

部署名	保健福祉部健康増進課（ハンセン病問題に関すること） 市民生活部市民課（人権施策全般） 教育委員会学校教育課（人権教育全般） 教育委員会生涯学習課中央公民館（社会教育に関すること）
-----	--

2) 取り組みの内容（対象者、担い手、回数、具体的な内容等）

対象者	市職員および市民
担い手	
内容	ハンセン病問題啓発事業として実施

● 健康増進課

事業名	開催時期	開催内容	実績 (平成 30 年度)
鹿児島県「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に伴う取組	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（厚生労働省制定・6/22）含む日曜日からの一週間	・啓発パネル展及び入所者作品の展示 ※鹿児島県との共催 ・対象：市民ほか	332 名 (アンケート回収分)
ハンセン病問題啓発パネル展	9 月	・市役所本庁、各総合支所等における啓発パネル展及び入所者作品の展示 ・対象：市民ほか ※鹿屋市主催	63 名 (アンケート回収分)
ハンセン病問題啓発講演会	9 月	・ハンセン病問題に関する映画上映 ・星塚敬愛園入所者等講演 ・対象：市民ほか	350 名 (来場者)
ハンセン病問題啓発研修会	2 月	・星塚敬愛園入所者等講演 ・対象：市職員	60 名 (平成 31 年 2 月)



「ハンセン病問題を正しく理解する週間」パネル展



市役所本庁でのパネル展



ハンセン病問題啓発講演会



ハンセン病問題啓発研修会

✓ 平成 29 年度

- 啓発冊子「ハンセン病問題について知っていますか？」（東京法規出版）の配布
- 人権週間（12月4日～10日）等での活用を目的に、市内小学5年生～中学3年生の児童・生徒及び教職員に配布

✓ 参考：啓発事業以外の取組

- ハンセン病回復者等の社会復帰に向けた支援
- 人権侵害への対応
 - 鹿児島地方法務局鹿屋支局や療養所、保健所などの関係機関・団体と密接に連携しながら、社会復帰支援及び人権相談の促進を図る。

● 市民課

事業名	開催時期	開催内容	実績 (平成 30 年度)
星塚敬愛園夏祭り 啓発活動	7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員 9 名及び法務局職員 4 名が来場者に啓発物品を配布 ・ 対象：市民ほか 	200 名

事業名	開催時期	開催内容	実績 (平成 30 年度)
じんけんフェスタ 2018	12 月 8 日	・人権パネル展示 (ハンセン病問題含む) ・対象：市民ほか	644 名
特設人権相談 (星塚敬愛園)	1 月 11 日	・人権擁護委員 2 名、法務局 職員 1 名による人権相談 ・対象：療養所入所者ほか全 市民	相談者 0 名

● 学校教育課

事業名	実施時期	実施内容	実績 (平成 29 年度)
ハンセン病問題に 関する取組	「ハンセン病問 題を正しく理解 する週間」期間 など	・療養所訪問等による人権学 習 ・対象：教職員及び児童・生 徒	37 市立小・中学 校・高校 全校

● 生涯学習課中央公民館

事業名	実施時期	実施内容	実績 (平成 29 年度)
転勤者向け講座	年 1 回	・療養所を訪問し、入所者の 話を聞く ・対象：鹿屋市への転入者	10 名

✓ 転勤族の多い地域のため、転勤社向けに講座を開設している。

3) 取り組みにかかる予算：総額、そのうち市の負担額

※平成 30 年度は見込額

平成 30 年度	歳出	1,920,813
	歳入（一般財源）	263,710
	（ふれあい福祉協会助成金）	1,657,103

※健康増進課分のみ（他の部署は予算なし）

※ふれあい福祉協会助成金は、講演会等経費

4) 取り組みにおける国・都県との連携

● 国との連携

✓ 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会場で厚生労働省職員との意見交換

● 鹿児島県との連携

- ✓ 県主催事業（親子療養所訪問）広報への協力
- ✓ 啓発事業（パネル展、講演会）の協同実施

5) 取り組みにおけるその他の機関・団体等との連携

- 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会
 - ✓ 療養所がある全国 12 市町の協議会の開催による情報共有
- 星塚敬愛園
 - ✓ 星塚敬愛園主催行事（夏祭り納涼大会、敬老祝賀会）への市職員参加
 - ✓ 星塚敬愛園主催事業の広報への協力
 - ✓ 星塚敬愛園への年末市長訪問
 - ✓ 市主催事業（パネル展、講演会）の協同実施
 - ✓ 将来構想検討委員会の実施
 - 平成 22 年に医療・看護・介護、共生、啓発の 3 つの分野について将来構想を策定した。
 - ✓ 既存施設の宿泊への利用
- 星塚敬愛園入所者自治会
 - ✓ 啓発パネル展・講演会にて協力を依頼するなど、日頃から交流を図り、良好な関係が構築されている。
- NPO 法人 ハンセン病問題の全面解決を目指して共に歩む会（「共に歩む会」）
 - ✓ 啓発事業（パネル展、講演会）の協同実施
- ふれあい福祉協会
 - ✓ ハンセン病対策促進事業に係る助成金支援
 - 啓発講演会での映画上映経費
 - 平成 29 年度 「ふたたび」
 - 平成 30 年度 「あん」
 - 啓発講演会での講演経費 平成 30 年度 ドリアン助川氏
- 鹿屋市社会福祉協議会、人権擁護委員協議会、民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、町内会連絡協議会
 - 市主催事業（啓発講演会）への参加協力依頼

6) 市の各種計画との関係

- 新鹿屋市総合計画
 - ✓ 基本施策 3「共生協働・コミュニティ活動の推進」
 - 「互いの人権を尊重しあう平和な社会の実現」
 - ✓ 目的

- 全ての市民が、平和で人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる「人権尊重社会」の実現を目指すとともに、ハンセン病への認識を深めるため、国などと連携した周知広報に努める。
- 鹿屋市人権教育・啓発基本計画
 - ✓ ハンセン病問題に関して偏見や差別意識の解消に向けてより一層の努力を図る観点から以下の取組を積極的に推進
 - ハンセン病問題に関する啓発活動の推進
 - ハンセン病回復者等の社会復帰に向けた支援
 - 人権侵害への対応

7) 取り組みの成果

- パネル展
 - ✓ 多くの来客が集まる大型店舗及び市庁舎等で実施することにより、より多くの市民に啓発を行うことができた。また、「共に歩む会」の会員等による案内員を配置し、来場者への案内・説明を行うことで理解がさらに深まった。
- 講演会
 - ✓ ハンセン病問題を題材にした映画を上映し、同時に映画原作者と映画のモデルとなった療養所入所者との対談が実現したことにより、参加者の興味関心をより高め、知識・理解の浸透に非常に有効なものとなった。今後も映像等を活用し、より効果的なハンセン病問題の普及啓発に努めたい。
- 研修会（市職員対象）
 - ✓ 「人権尊重のまち」であり、ハンセン病療養所所在市でもある鹿屋市の職員として、人権意識を高めるため、ハンセン病問題に関する研修会を開催した。ハンセン病について改めて意識づける契機になっているものと考えている。なお、本市ではパネル展、講演会そして研修会などハンセン病問題に関する研修等に年1回以上の参加等を義務付けるなど、全職員で取り組むこととしている。

8) 取り組みの課題

- パネル展及び講演会時のアンケート結果から、若年層の参加が少ないという状況であることから、若者への啓発について工夫が必要であると考えている。
- 近隣自治体へ鹿屋市主催事業（講演会）の周知・広報依頼をしているところではあるが、療養所所在自治体との意識の差があると思われる。
- ハンセン病問題を広く普及啓発していくためには、1自治体の取組だけでは限界があるのではと考える。
- ✓ 療養所のない自治体も含めた普及を広げるため、国、県を含めて広範囲の取り組みが必要である。

- イベント等への参加者が固定化しており、若年層の関心を十分喚起できていない可能性がある。
- 園の将来構想について、自治体のみでは限界があるため、国側の指針提示が重要であるとする。

9) 今後実施することを検討している取り組み（療養所の活用等）

- 療養所の現状及び地域との交流状況についての紹介（啓発パネル展）

(2) 広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題

1) 庁内体制

- 本市における一般的な相談への対応は、市民課に設置している市民総合相談室を中心に、その内容に応じて、庁内関係部署・機関につなぐなどの連携とともに、必要に応じて、法務局・人権擁護委員による人権相談窓口の活用をしながら、問題の解決にあたっている。
- 疾病を理由とする差別・偏見については、こうした関係課の連携について、マニュアル化するなど、役割分担の明確化とともに、解決に向けた処理フローを整理するなどにより、体制を強化していくことが重要と考える。

2) 効果的な取り組み内容

- 本市ではハンセン病問題講演会や職員向け研修会について、ハンセン病療養所入所者の生の声を参加者に届けることがより効果的な啓発につながると考え、市と療養所関係者が一体となり、映画の上映や関係者による講演などに取り組んでいるところである。こうした当事者と一体となった取組は、なお一層の啓発につながるものと考ええる。
- 本市はハンセン病療養所所在自治体であることから、疾病の中でもハンセン病は身近なテーマであり、教育現場でも人権問題の一つとして取り組んでいるところである。教育部局と連携していくことは、ハンセン病をはじめとした疾病の正しい理解につながっていくと考える。
- 平成 29 年に園の中に障害者支援施設を誘致した。入所者と地域住民との交流の機会になっている。

3) 取り組みにかかる予算の財源確保

- 人権に関する問題については広く全国的に取りくむべき大きな課題であることから、問題解決に必要な経費については、国・県による新たな財源措置が必要と考える。

4) 取り組みにおける国・都県・市・その他関係機関の役割分担、連携

- 国・都県
 - ✓ 国・県・当該自治体が一堂に会した協議の場の設置
 - ✓ 市町村の行う取り組みへの国・県による新たな財政的支援
 - ✓ 当該自治体以外の自治体に対する普及啓発
- 市
 - ✓ 各自治体内における住民への普及啓発
- その他関係機関
 - ✓ それぞれの機関内における普及啓発

5) 行政計画での位置づけ

- 現在策定中の新鹿屋市総合計画における基本施策「共生協働・コミュニティ活動の推進」の中で、「人権尊重社会」の実現を目指すとともに、ハンセン病などへの認識を深めるため、国などと連携した周知広報に努めることと位置づけている。

(3) 社会全体で、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために取り組みを進めることに対する意見、要望

- 国立療養所星塚敬愛園が所在する鹿屋市において、入所者の方々の高齢化が進むなか、ハンセン病問題を風化させることなく後世に伝え継いでいき、二度と同じ過ちを繰り返さないよう啓発を進めていくことが重要である。
- 財政的には厳しい状況にあることから、ハンセン病問題の対策促進に対する国及び県の財政的支援をお願いしたい。

3.6 鹿児島県奄美市

(1) ハンセン病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みについて

1) 取り組みの所管部署

部署名	保健福祉部 健康増進課 市民部 市民課（人権施策全般） 教育委員会事務局 生涯学習課
-----	--

2) 取り組みの内容（対象者、担い手、回数、具体的な内容等）

- 奄美和光園の将来構想検討委員会を設置し、和光園の今後を検討してきた。
 - ✓ 平成 23 年に策定した検討結果では、医療・看護・介護、社会とのつながり、啓発という 3 つがテーマとして設定され、以下のような事業が実施されている。

対象者	市民を含む全ての人々
担い手	健康増進課担当職員、生涯学習課担当職員
内 容	

事業名	開催時期	開催内容
「ハンセン病問題を正しく理解する週間」実施	「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を含む 2 週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 1 階ロビーにてパネル展示 ・広報紙掲載 ・地元 FM ラジオでの広報 ・パンフレット配布
ふれあい和光塾	4 月に塾生募集 5 月～翌年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・園内での農作業を通じて入所者との交流を行う

3) 取り組みにかかる予算：総額、そのうち市の負担額

- 予算計上なし

4) 取り組みにおける国・都県との連携

- 国との連携
 - ✓ 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会の中で意見交換
- 鹿児島県との連携
 - ✓ 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に合わせ、県との共催にて、ハンセン病問題に係る写真パネルや療養所入所者作品等の啓発展示を行う。
 - ✓ 入所者との交流を通してハンセン病への理解や偏見・差別の解消を図ることを目的に、県が夏休み期間に実施している「親子療養所訪問」事業の訪問希望者を、広報紙等にて募っている。

5) 取り組みにおけるその他の機関・団体等との連携

- 国会議員
 - ✓ 全国ハンセン病所在市町連絡協議会への出席・意見交換
- 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会
 - ✓ 療養所のある全国 12 市町の協議会の開催による情報共有
- 入所者自治会
 - ✓ 和光園・入所者共催の夏祭りに市幹部が来賓として出席するとともに、多くの一般職員も参加している
 - ✓ 園主催の敬老祝賀会、合同慰霊祭に市長が出席している

6) 市の各種計画との関係

- 奄美市 総合計画
 - ✓ 目標 『自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷（シマ）』
 - 施策 1-2-(3) 保健・医療・福祉・介護の連携
 - 国立療養所奄美和光園の将来構想の今後のあり方について検討する。

7) 取り組みの成果

- 入所者と市民が園内での農作業を通じて交流を行う「ふれあい和光塾」や、県の事業「親子療養所訪問」も定着し、地域住民との交流が図られている。そのほかにも、毎年の恒例行事となっている和光園の夏祭りや敬老会には、地域住民をはじめ多くの市民が訪れ、賑わいを見せている。このような取り組みの中で、奄美和光園は開かれた療養所として地域に浸透し、ハンセン病についての偏見・差別のない、入所者の方が安心して生活できる社会の実現という目標はおおむね実現出来ているものと認識している。

8) 取り組みの課題

- 取り組みの成果にもあげている通り、奄美和光園は、皮膚科の一般外来診療や、夏祭り、農業体験交流、ゲートボール交流などを通じて、偏見・差別のない開かれた療養所として地域に浸透し、理解が深まっている。今後も「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に合わせたパネル展示や広報等により、引き続き普及啓発を行っていく。

9) 今後実施することを検討している取り組み（療養所の活用等）

- 現在、入所者数が 24 名と、全国 13 箇所にある国立療養所の中で最も少なく、平均年齢は 85.5 歳と高齢化が進んでいる。和光園としては、医療施設として一般外来、入院等が行える機能を継続すると伺っている。療養所としての役目を終えたあとの土地利用も含めた施設の活用等については、各方面から、市が傍観することなく、国への積極的な働きかけを促しているところであるが、現在、入所者が園内にて平穏な療

養生活を営む中、将来の活用法等について積極的に協議を行うべきではないと考えており、実際に療養所からも同様の意向を伺っている。本市としては、入所者の意向を最大限に尊重しつつ、国・県や関係団体、療養所所在市町等と連携を図り、入所者の方に穏やかに安心して暮らしていただけるよう、将来構想の持続的な推進に取り組んでいきたい。

(2) 広く疾病を理由とする差別・偏見をなくすための取り組みを進める際に留意すべき点、課題

1) 庁内体制

- 人権施策全般を所管している市民課及び、教育部局との庁内の連携体制を整えていくことが重要と考える。

2) 効果的な取り組み内容

- 関係部局が連携し、感染症予防や正しい知識の普及を図り、偏見・差別の解消に向けた啓発活動を推進する。
- 関係機関や地域との連携を推進する。

3) 取り組みにかかる予算の財源確保

- 現在のところ予算措置の予定なし。

4) 取り組みにおける国・都県・市・その他関係機関等の役割分担、連携

- 国、県をはじめ、人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている関係機関及び人権に関わる民間団体やNPO法人等、地域における各種団体や企業などと、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう、有機的な連携を密にしていく。

5) 行政計画での位置づけ

- 奄美市 人権教育・啓発基本計画
 - ✓ 目標 『みんなが仲良く暮らせるまち 奄美市』
 - ✓ 施策概要 (1) 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進
 - 市民一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、市民生活と深い関わりを持つ行政、学校、家庭、地域、職場等においても、相互に連携しつつ、市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組む。

(3) 社会全体で、疾病を理由とする差別・偏見をなくすために取り組みを進めることに対する意見、要望

- 特になし。

4. 参考資料:ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会「再発防止策のあり方、道筋等に関する提言」

4.1 患者の権利に関する体系

I 医療の諸原則と医療体制の充実

1-1 医療の理念

医療は、生命の尊重と個人の尊厳を旨とし、患者と医療従事者との相互理解と信頼関係に基づいて行われる。

1-2 患者と医療従事者の関係

患者と医療従事者の関係は、医療従事者が患者の要望を聴取し、患者に診療の内容等に関する情報を説明し、患者がその内容を十分に理解したことを前提に、患者と医療従事者が協力しながら疾病の克服を目指すものである。

1-3 医療内容の質、安全性などの確保

医療は、社会的な行為であり、その内容は、単に治療のみならず、健康の増進、疾病の予防のための措置およびリハビリテーションを含む良質、安全かつ適切なものでなければならない。

1-4 最高水準の健康福祉の享受

すべての人は、自己及び家族の健康および福祉に十分な生活水準を保持し、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有している。

1-5 医療政策立案などへの参加

すべての人は、医療政策の立案から医療提供の現場に至るまであらゆるレベルにおいて、医療に対し参加する権利を有する。

1-6 疾病障害による差別の禁止

すべての人は、疾病または障害を理由として差別されない。

1-7 良質、安全、適切な医療の享受

すべての人は、差別なしに良質、安全かつ適切な医療を受ける権利を有する。

1-8 医療供給体制、医療保障制度と国・地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、1-1 ないし 1-6 に規定する各理念に基づき、良質、安全かつ適切な医療を効率的に提供する体制および医療保障制度を確保するよう努めなければならない。

1-9 医療へのアクセス等の確保

国および地方公共団体は、すべての人が 1-4 ないし 1-7 の権利を十分行使できるように、医療へのアクセスと質の確保および理解を深めるための教育及び啓発に努めなければならない。

らない。

II 患者の権利と責務

1.患者の尊厳とプライバシー

1-1 患者の尊厳とプライバシー

医療従事者は、医療の提あた当たり、患者の生命、尊厳及びプライバシーを尊重しなければならない。

1-2 患者の苦痛緩和、除去

患者は、肉体的、精神的、社会的苦痛を緩和される権利を有し、医療従事者は、家族等と協力して、患者の尊厳を第一として、患者の苦痛の緩和・除去に努めなければならない。

1-3 患者の診療個人情報保護

- ①. 患者の健康状態、症状、診断、予後および治療につき個人を特定しうる情報、ならびにその他個人のすべての情報は、患者の死後も秘密が守られなければならない。
- ②. 医療従事者は、医療を受ける者の医療情報及び個人を特定できる情報について、正当な理由なくこれを第三者に開示してはならない。

2.自己決定権

2-1 患者の自己決定権

医療の提あた当たっては、患者の自由な意思に基づく同意が不可欠であり、この同意を欠く医療の提供は原則として許されない。

2-2 本人の同意によらない医療、措置

本人の同意によらない医療および措置は、緊急その他やむを得ない理由がある場合に限り、かつ、適正手続に則って行われなければならない。

2-3 十分な情報を受上うえでの決定

患者は、提供される医療に対し、十分な情報提供と分かりやすい説明を受け、自由な意思のもとに、同意、あるいは不同意の自己決定を行うことができる。

2-4 治療に対する同意と拒否

判断能力のある患者は、いかなる診断上の手続きないし治療に対しても、同意を与え、または差し控える権利を有する。

2-5 医療従事者の十分な説明

医療従事者は、患者の自己決定に資するよう、診療内容および自己決定のもたらす結果について十分かつ適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めなければならない。

2-6 医療機関の選択及び変更

患者は、医療機関を自由に選択し、また変更することができる。

3.情報の提供

3-1 医療情報へのアクセス

すべての人は、自己の生命、身体、健康などに関わる状況を正しく理解し、最善の選択をなすうために、必要なすべての医療情報にアクセスすることができる。

3-2 診療記録など開示請求権

患者は、医療機関に対し、診療録等の自己に関する医療情報の開示を求める権利を有する。

3-3 医療従事者の診断内容などの説明

医療従事者が患者を診察したときは、病名を含めた診断内容を告げ、当該疾病の内容、今後の推移、およびこれに対する検査・治療の内容や方法などについて、患者が理解できるように易しく説明しなければならない。

3-4 診療情報を知らされない権利

患者は、自身の診断や治療の内容などに関する情報を知らされない権利を有するが、知らされないことを可能とするために必要な制度・手続きが定められなければならない。

3-5 第二の意見（セカンド・オピニオン）の聴取

患者は、現に受診している医療機関以外の医療機関を受診し、それまでに得られた情報を提供して意見を求めることができる。

4.健康教育

4-1 健康教育の普及

すべての人は、個人の健康と保健サービスの利用について、情報を与えらるうえでの選択が可能となるような健康教育を受けることができる。

4-2 健康教育を提供する責務

国・地方公関わり体及び医療従事者は、前項の健康教育に積極的に関わるとともに、医学や疾病に関する知識のみならず、医療制度や現在医療が置かれている問題について、社会に対する教育啓発活動を行わなければならない。

5.患者の責務

5-1 健康の増進

すべての人は、自らの健康状態を自覚し、健康の増進に努めなければならない。

5-2 患者・家族の協力

患者およびその家族は、医療従事者が良質、安全かつ適切な医療を提供できるように協力しなければならない。

5-3 病歴についての情報提供

患者は、医療を受けるときには、医療従事者に対し、過去の病歴・投薬・入院歴・家族の病歴・その他現在の健康状態に関係するすべての事項を含む、病歴についての十分な情報

を提供するように努めなければならない。

6.臨床研究と被験者の権利

6-1 臨床研究の推進

良質、安全かつ適切な医療の提供のためには優れた臨床研究の推進が不可欠である。

6-2 被験者の権利擁護

臨床研究にあたっては、被験者の生命、健康、プライバシー及び尊厳が守られなければならない。

6-3 臨床研究及び被験者保護に関する立法

臨床研究及び被験者の権利については別途定めることとする。

7.被拘束者としての患者の権利

7-1 患者の虐待禁止

いかなる場合も患者を虐待してはならない。

7-2 患者の自由制限措置

患者の身体拘束等自由を制限する際には、その制限は緊急その他やむを得ない場合に限り、また必要最小限度で行われなければならない。

7-3 適正手続

前項の制限は、法の適正手続に基づいて行われなければならない。

8.被害回復を求める権利

8-1 医療被害対応

医療の過程において患者に被害が生じた場合、患者・家族・遺族は医療従事者に対して、誠実な対応を求めることができる。

8-2 原因究明等

- ①. 患者・家族・遺族は医療従事者に対して、被害の原因究明、十分な情報開示と説明を求めることができる。
- ②. 医療従事者は、医療被害の再発防止措置の実施に努めなければならない。

8-3 国などの責務

国および地方公共団体は、患者・家族・遺族の苦情への対応、患者が受けた被害についての救済あるいは回復のために、必要な制度・規則を定めなければならない。

III 医療従事者の権限と責務

1.医療従事者の権限と責務

1-1 医療の諸原則に従った診療提供

医療従事者は、医療の諸原則に従った診療を行うよう努めなければならない。

1-2 医療従事者の患者の権利擁護

医療従事者は、患者の諸権利を擁護するために、国・地方公共団体に対して、医療体制の充実などを求めることができる。

1-3 患者の同意と医療従事者の裁量

医療従事者の適切な説明に基づき患者が同意した場合、医療従事者は同意を得た範囲内で医療水準にしたがった合理的な判断に基づき、適切な診療を実施することができる。

1-4 連携医療施設と患者情報の相互利用

診療の必要上、同一患者を複数の医療施設が連携して診療する場合、各施設の医療従事者は患者の同意を得た上で必要な情報を相互に共通に利用することができる。この場合に各医療施設の医療従事者は正当な事由なくこれを関係者以外に漏らしてはならない。

4.2 疾病を理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への普及啓発

I 疾病を理由とする差別・偏見の克服

- 病気としてのハンセン病は医学的に治癒可能であり、自由な社会生活が可能であったにもかかわらず、わが国のハンセン病患者・回復者は、病気としてだけでなく、ハンセン病に対する国の政策の誤りによる誤った概念の流布に基づく社会的、人道的な差別を受けてきた現実が存在する。今後、こうした歴史をふまえ、疾病を理由とする差別・偏見が起これないように、社会をあげて不断の取り組みを進めなければならない。
- 疾病を有する者および疾病からの回復者は、社会の一般の人たちと同様に、一人の人間としての個人の尊厳が重んぜられ、あらゆる場面において、平等の機会が与えられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- 疾病を有する者および疾病からの回復者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう固有の施策が実施されなければならない。
- すべての人は、疾病を有する者・疾病からの回復者に対して、疾病を理由とする、あらゆる種類の権利・利益を侵害する行為を行ってはならない。

II 正しい医学的知識の普及・啓発

- 疾病を理由とする差別・偏見を克服するためには、すべての人が正しい医学的知識を持つことが、なによりも大切なことである。
- 正しい医学的知識の普及・啓発という観点からみた場合、医療従事者の果たす役割はきわめて大きい。このため、医療従事者の幅広い専門的知識と高い倫理的視野に対する社会からの要請に医療従事者が応えられるよう、国・地方公共団体、大学、研究機関は、医学系・看護系教育の強化、充実、海外の知見や国内の少数意見を含め、正しい医学・医療の知識・情報を提供するためのシステムの構築を図っていかなければならない。さらに、学術的根拠の解明が恒常的に推進され、啓発活動に資するよう、学術

的研究体制の充実、研究者の確保、育成に努めなければならない。

- 人々への正しい医学的知識の普及・啓発においては、マスメディアの活動の意義はきわめて大きい。そのことをふまえて、マスメディアの活動が人権に対する正しい理解に立って推進されるよう、法律家、教育者、有識者など各分野のオピニオンリーダーが率先して積極的な役割を果たさなければならない。

Ⅲ 人権教育の徹底

- 人々が正しい人権に対する知識を持つことの重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはない。疾病を理由とした差別は許されないという人権教育が徹底されなければ、いくら正しい医学的知識の普及に努めたとしても、疾病に対する差別・偏見は決してなくなるならない。
- 国・地方公共団体は、学校教育をはじめとして教育制度のすべての段階、場面において、疾病を有する者および疾病からの回復者に対する差別を防止することを目的とした人権教育の徹底をめざし、必要な教育活動の実施に努めなければならない。
- 国・地方公共団体は、疾病を理由とする差別・偏見に対する人権教育の徹底を図るために、知識教育に偏らない人間的交流を中心とした教育の普及に努め、実例から学ぶということにこれまで以上に努めなければならない。
- 疾病を理由とする差別・偏見を克服するためには、国・地方公共団体だけでなく地域社会全体が総合的な教育活動中的、継続的に実施していかなければならない。中メディア社会の機能を担う保健医療福祉、法曹、マスメディア等の関係者は、外部の機関・団体と連携しつつ、差別・偏見の克服に向けた体制づくりに継続的に取り組まなければならない。
- 特に、医療機関や介護・福祉施設は、施設・職員が一致して、疾病を有する者および疾病からの回復者を含む全ての対象者に、人権尊重の理念に立った公平なサービスを提供するよう努めなければならない。

Ⅳ 国・地方公共団体の責務

- 疾病を理由とするあらゆる差別・偏見をなくすための基本計画の策定、およびその実施等に関する国・地方公共団体の責務を明確に規定することは、それだけでも差別・偏見を抑制する効果が大きい。
- 国・地方公共団体は、疾病を理由とする差別・偏見をなくすための施策を総合的かつ継続的に推進しなければならない。そのため、関係省庁・関係機関との有機的な連携を図り、必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 国・地方公共団体は、疾病を理由とする差別・偏見があった場合、被害の回復・救済と再発の防止のための措置を講じなければならない。
- 正しい知識の普及・啓発に向けて進められる国・地方公共団体の施策は、疾病を理由とする差別・偏見の実態に対応したものでなければならない。

Ⅴ 施策を推進するための組織・機関の設置

- 国・地方公共団体は、疾病を理由とする差別・偏見の克服、社会への普及啓発に関する種々の取り組みの実施状況を把握し、必要に応じて支援するための組織あるいは機関を設置する責務がある。

- 疾病を理由とする差別・偏見をなくすための具体的な施策・事業を展開するためには、国・地方公共団体における多数の省庁・多数の部局が連携し、協力しなければならない。こうした異なる省庁および部局にわたる活動を可能にするために、政府、または地方公共団体内に特定の仕組みを設置する必要がある。ハンセン病については、「ハンセン病問題の解決の促進に関する」律」を受けて、地方公共団体間で啓発のための情報提供、意見交換を行う「ハンセン病対策促進会議（仮称）」の設置が検討されている。こうした仕組みを、それぞれの疾病の有する固有の特徴への理解に立った、広く疾病を理由とする差別・偏見の克服のための制度に拡大すべきである。
- ここでいう特定の仕組みについては、国レベルでは、疾病を理由とする差別・偏見をなくすための独立した委員会の設置、地方公共団体レベルでは、実態の把握および当事者からの申立て等の受理を担う機関あるいは専門委員の設置などが考えられる。その具体的なあり方については、今後さらに検討する必要がある。

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会 委員名簿
(平成 31 年 3 月現在)

氏 名	所 属 等
井 上 健一郎	公益社団法人全日本病院協会 常任理事
* 内 田 博 文	九州大学 名誉教授
尾 形 裕 也	九州大学 名誉教授
畔 柳 達 雄	兼子・岩松法律事務所 弁護士
小 森 直 之	一般社団法人日本医療法人協会 副会長
鈴 木 利 廣	すずかけ法律事務所 弁護士
高 橋 茂 樹	浜二・高橋・甲斐法律事務所 弁護士・医師
◎ 多田羅 浩 三	日本公衆衛生協会 会長
豎 山 勲	ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 事務局長
寺 山 善 彦	公益社団法人日本薬剤師会 専務理事
中 島 豊 爾	公益社団法人全国自治体病院協議会 副会長
長 瀬 輝 誼	公益社団法人日本精神科病院協会 副会長
花 井 十 伍	全国薬害被害者団体連絡協議会 代表世話人
平 川 俊 夫	公益社団法人日本医師会 常任理事
藤 崎 陸 安	全国ハンセン病療養所入所者協議会 事務局長
松 本 潤	一般社団法人日本病院会 理事
森 口 浩 充	公益社団法人日本歯科医師会 理事

五十音順、敬称略。◎は座長、*は座長代理

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討調査事業
国立ハンセン病療養所のある地方公共団体における
取り組みの現状と展望に関する調査結果 報告書

発 行： 平成 31 (2019) 年 3 月

発行者： ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会
(事務局：株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部)
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2 - 1 0 - 3
電話 03-6858-1480 FAX 03-5157-2143